



島根県報

令和8年7月31日（金）

第 7 4 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- | | | |
|-----------------------------|-------------|---|
| 保安林の指定施業要件の変更 | （森 林 整 備 課） | 2 |
| 島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 | （建 築 住 宅 課） | 2 |

【公 告】

- | | | |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 島根県職員データベースシステム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施 | （情報システム推進課） | 2 |
| 公共測量の終了（4件） | （技 術 管 理 課） | 6 |
| 開発行為に関する工事の完了 | （都 市 計 画 課） | 8 |

【特定調達公告】

- | | | |
|--|-------------|---|
| 島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等 | （情報システム推進課） | 8 |
| 島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る随意契約の相手方等 | （文 化 財 課） | 9 |

告 示

島根県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町三里ハ278－1、ハ279－1からハ279－3まで、ハ280からハ290まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第462号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和8年8月1日から施行する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「第211号及び」を「第111号、第211号及び」に、「第115号」を「第112号、第115号」に改め、「第102号及び第105号」の次に「、第7号棟第103号」を、「、第113号、第212号」の次に「、第213号」を加える。

公 告

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務の調達に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務 一式

(2) 提案仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県職員データベースシステム構築業務

契約の日から令和9年9月30日まで

イ 島根県職員データベースシステム運用保守業務

令和9年10月1日から令和14年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

197,205,230円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和9年度 19,720,523円

令和10年度 39,441,046円

令和11年度 39,441,046円

令和12年度 39,441,046円

令和13年度 39,441,046円

令和14年度 19,720,523円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、4の提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

- (エ) 代表者の氏名
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからクまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年7月31日（金）から同年8月7日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 システム運用係

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和8年8月18日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和8年9月10日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 システム運用係

電話 0852-22-5563 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和8年8月7日（金）正午までとする。

(3) 提出先は、5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和8年8月14日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県職員データベースシステム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載された要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A Syokuin DB System for Shimane Prefectural Government
1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 10 September 2026
- (3) For further details contact : Information System Promotion Division, Shimane Prefectural Government, 1
Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5563

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月17日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和7年1月16日から令和8年3月17日まで

3 作業地域

益田市戸田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年7月7日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

安来市伯太町赤屋地内から須山福富地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年7月7日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

安来市広瀬町梶福留地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年7月14日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年6月1日から同年7月14日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町岬町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市荒島町字前田1634番1、1634番2、1634番3、1634番4、1635番2、1635番4、1636番1、2210番1、2210番3、2211番

面積 2,205.94平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市内町68番地2

山陰ステキ不動産株式会社 代表取締役 角 信樹

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年7月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県第4期全庁共用ファイルサーバ共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社 中四国支社（島根） 支社長 竹岡 ゆかり

島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 F L C S 株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

構成員 株式会社マツケイ 代表取締役社長 名原 厚 島根県松江市乃木福富町735番地211

5 随意契約に係る契約金額

387,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年7月31日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

1 件名及び数量

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県立古代出雲歴史博物館 島根県出雲市大社町杵築東99-4

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年6月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北陽警備保障株式会社 代表取締役社長 松本 泰由 島根県松江市袖師町9番35号

5 随意契約に係る契約金額

81,180,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。